

医療法人の社員が一般法人法 37 条 2 項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することの可否

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 6 年 3 月 27 日

【事件番号】 令和 4 年（許）第 18 号

【事件名】 臨時社員総会招集許可申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 抗告棄却

【参照法令】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 37 条 2 項、医療法 46 条の 3 の 2 第 4 項

【掲載誌】 民集 78 巻 1 号登載予定、判タ 1523 号 89 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25573446

愛知大学教授 吉垣 実

事実の概要

本件は、医療法人 A の社員である原告人らが、当該医療法人の理事長に対して社員総会の招集を請求したが、その後招集の手続が行われないと主張して、裁判所に対し、社員総会を招集することの許可を求めた事案である。社団法人たる医療法人（以下「医療法人」という）の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）37 条 2 項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することができるか否かが争われた。原審（東京高等裁判所令和 4 年（ラ）第 1623 号令和 4 年 8 月 8 日決定）は、本件申立てを却下すべきものとした。これに対し、原告人らが抗告許可の申立てをし、原審が抗告を許可した。

決定の要旨

抗告棄却。

「一般法人法は、一般社団法人の適切な運営のために、37 条 1 項において、一定の割合以上の議決権を有する社員が理事に対して社員総会の招集を請求することができる旨規定し、同条 2 項において、その請求の後遅滞なく招集の手続が行われぬ場合などには、当該社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる旨規定する。これに対し、医療法 46 条の 3 の 2 第 4 項は、医療法人の理事長は、一定の割合以上の社員から臨時社員総会の招集を請求された場合にはこれを招集しなければならない旨規定するが、同

法は、理事長が当該請求に応じない場合について、一般法人法 37 条 2 項を準用しておらず、また、何ら規定を設けていない。このような医療法の規律は、社員総会を含む医療法人の機関に関する規定が平成 18 年法律第 84 号による改正をはじめとする数次の改正により整備され、その中では一般法人法の多くの規定が準用されることとなったにもかかわらず、変更されることがなかったものである。他方、医療法は、医療法人について、都道府県知事による監督（第 6 章第 9 節）を予定するなど、一般法人法にはない規律を設けて医療法人の責務を踏まえた適切な運営を図ることとしている。以上によれば、医療法人について、一般法人法 37 条 2 項は類推適用されないと解するのが相当である。そうすると、医療法人の社員が同項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできないというべきである。〔傍線筆者〕

渡邊恵理子補足意見

「1 法廷意見は、医療法人について一般法人法 37 条 2 項は類推適用されないとするものであるが、このことは、直ちに医療法人の社員（以下、単に「社員」という。）において臨時社員総会の招集を図るために採り得る法的手段が存在しないことを結論付けるものではない。……

……医療法は、46 条の 3 の 2 第 4 項において、理事長は、一定の割合以上の社員から臨時社員総会の招集を請求された場合にはこれを招集しなければならない旨を規定することによって、社員に

よる社員総会の招集権限の濫用防止との調和を図りつつも、……社員が医療法人の運営に直接関与することを認めることによりその適切な運営を確保する趣旨に出たものと解される。……同項は、社員が医療法人の運営に関与する必要性があるというべき場合には、社員において理事長に対して臨時社員総会の招集を請求することができることとしたものと解することが相当であり、社員において臨時社員総会の招集を図るために採り得る法的手段として、訴訟手続により理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得ることが考えられる。〔傍線筆者〕

なお、上記の訴訟手続による場合は、医療法が本来予定している臨時社員総会の招集を図るものであって、同法の現行規定における医療法人の社員総会に関する規律に混乱を生じさせるものではない。これに加え、上記訴訟手続は、一般法人法37条2項に基づく非訟事件手続とは異なり、理事長において、当事者として臨時社員総会の招集請求に応じない理由等を含めて主張立証を尽くすことが期待され、また、社員も理事長もその判決に対する控訴をすることができることからすれば、これらの審理を通じて、より医療法人についての適正手続を確保することができ、上記医療法46条の3の2第4項の趣旨、ひいては同法の現行規定にも整合する……。

2 社員が理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得た場合に、その執行方法の可否等を含め、具体的に社員がどのようにして臨時社員総会の招集を実現するかについては、今後の議論に委ねられている部分が大きいところではあるが、社員が理事長に対して臨時社員総会の招集を請求することが医療法人の適正な運営の確保に資する面があることを十分に考慮した議論がされることを期待する。」

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、社団たる医療法人の社員が一般法人法37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできないとの判断を示したものである。解釈に委ねられていた問題について判断を示した点で意義がある。補足意見については、その射程について議論がなされること

になる。

二 医療法人の社員による臨時社員総会招集請求

1 医療法46条の3の2第4項の趣旨

医療法は、医療法人の社員総会¹⁾の招集は理事長が行うと定めている(法46条の3の2第2項)。理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる(法46条の3の2第3項)。理事長は、①総社員の5分の1以上の社員から、②社員総会の目的である事項を示して、③臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない(医療法46条の3の2第4項本文)。理事長が臨時社員総会を招集しない場合に、各社員に社員総会招集権限を認めると、濫用のおそれがある一方、社員に何の権利もないとすれば、社団、ひいては社員の利益が不当に害されることになることから、上記の要件が充たされていれば、理事長は必ず臨時総会を招集しなければならない。少数社員権の保護を図ろうとする趣旨である²⁾。社団の実情に応じて定款で5分の1未満とすることもできる(医療法46条の3の2第4項ただし書)。これは、より少数の社員からの社員総会招集請求権を認める方向での定款の変更を認めるものである。

実際に、理事長が社員総会の招集を行わない場合もあり得るが、医療法には、社員が裁判所の許可を得て臨時社員総会を開催する規定はなく、一般法人法37条2項も準用していない³⁾。法廷意見は、一般法人法37条と医療法46条の3の2第4項の差異について、①医療法は数次の改正にもかかわらず、社員が裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集するという一般的な制度を導入していないこと、②医療法人は、都道府県知事により監督されており、当該監督を通じて適切な運営を図ることができること、の2点から説明している。補足意見は、医療法46条の3の2第4項は、社員による社員総会の招集権限の濫用防止との調和を図りつつも、社員が医療法人の運営に直接関与することを認める趣旨であり、同項に基づき、理事長に対して臨時総会の招集を命ずる旨の判決を得ることが考えられるとする。

2 一般法人法37条2項の類推適用

社員が社員総会を招集するにあたっては、裁判所の許可が必要である（一般法人法37条2項）。この裁判は非訟事件であり⁴⁾、その申立てにあたっては、その原因となる事実を疎明しなければならない（一般法人法288条）。一般法人法の規定による許可の申立てを認容する裁判に対する不服の申立ては認められていない（一般法人法293条4号）⁵⁾。ゆえに、医療法人の社員が一般法人法37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集する場合、早期の開催が可能となる。しかし、医療法があえて一般法人法37条2項を準用していないにもかかわらず同項を類推適用するには、合理的理由が必要となる。一般法人法は非営利法人の基本的法律であるとの理由⁶⁾のみならず、都道府県知事の監督よりも司法の場による解決が妥当であることを具体的に示す必要がある。補足意見は一般法人法37条2項類推適用の可否について明言していないが、社員総会招集請求権を訴訟手続により実現できるのであれば、非訟手続に固執する必要はないと考えているとの見方もできよう。

三 本決定の検討

1 法廷意見の検討

法廷意見は、医療法を一般法人法と区別し⁷⁾、都道府県知事の監督⁸⁾によって適切な運営が図られることを重視している。その論理は明快であるが、医療法人の規模や経営形態、事案の特殊性等を考慮することなく、画一的に上記①②を根拠として結論を導いているきらいがある。少数派の社員が医療法人の支配や管理に参加する必要がある事案は少なくないと思われるところ、上記①②はその途を閉ざすことになる。②について、都道府県から医療法人に対して臨時社員総会を招集するよう指導がなされたとしても、医療法人には指導に応じる法的義務がないことに留意する必要がある。定時社員総会の開催は、毎年1回というのが法の要請であるが、社団の利益のために必要な場合には、臨時社員総会⁹⁾において支配権紛争の解決等が図られるべきであろう¹⁰⁾。

2 補足意見の検討

補足意見は、訴訟手続により理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得ることが考えられるとする¹¹⁾。その根拠として、訴訟手

続によるときは、①医療法が本来予定している臨時社員総会の招集手続によるものであり混乱はないこと、②非訟事件手続とは異なり、理事長において、当事者として臨時社員総会の招集請求に応じない理由等を含めて主張立証を尽くすことが期待されること、の2点を挙げている。法廷意見と異なり、司法の場による解決の方法を重視しているように思われる。しかし、補足意見が当該訴えの種類をどのように考えているのかは明らかではない。請求原因事実に対する抗弁事実として考えられるのは、総社員の5分の1以上の社員からの請求でないこと、社員総会の目的である事項が示されていないことであるが、それらは主張立証を尽くさなければ判断できないものではないように思われる。補足意見は、理事長に招集請求に応じない理由を具体的に述べさせる趣旨と思われる。要件事実の存否の判定というよりむしろ、合目的的処分行為を裁判官に期待しているとすれば、形式的形成訴訟と考えているとみることもできよう¹²⁾。

①について、社員は理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の訴訟を提起するということになる¹³⁾。少数社員は社員総会招集の緊急性・必要性があることから、保全手続を利用することになる¹⁴⁾、保全の必要性該当性の判断は、医療需要等の問題とも関係してこよう。

②に関連して、非訟事件手続による場合であっても、実務において、実質的に対立当事者に近い立場にある者に意見を述べる機会とは与えられているものの¹⁵⁾、訴訟手続の方が当事者にとっての手続保障が厚く、主張立証や攻撃防御をより尽くせる可能性は高くなる。しかし、理事長が具体的にどのような主張立証をするのかは明らかでない。不招集につき、少数社員権を侵害するものではないこと、医療法人の適切な運営を図る上で妥当であることについて主張立証がなされると考えた場合、法廷意見が強調する都道府県知事の監督により是正を図ることとの整合性が問われることになる。

補足意見は、理事長が判決及び保全命令に従わない場合、どのように履行を強制するのかは今後の検討課題であるとしている。理事長が判決に応じず、社員総会の招集手続をとらない場合には、間接強制による実現を図ることができる¹⁶⁾。しかし、間接強制は、債務者に対してその不履行に

一定の不利益（金銭の支払）を賦課して意思を圧迫し、あくまで債務者による履行を強いる方法（民事執行法 172 条・173 条・167 条の 15）であり¹⁷⁾、社員総会の招集の実効性を確保できるかという問題もある。

3 補足意見の射程

補足意見の解釈は、株主総会招集請求権にも妥当するであろうか。

東京高判令 3・9・29（金判 1695 号 38 頁）は、株主が会社法 297 条の規定によることなく、訴訟手続によって、会社（取締役）に対し、株主総会の開催を義務付けることはできないとの判断を示した。これは、非訟手続を排他的な救済手段とみているものと思われる¹⁸⁾。

かかる判断に対して、株主総会招集請求権を訴訟手続によって実現することを妨げる文言は会社法に存在しないことを前提とし、本件補足意見によれば、裁判手続による会社の利益の保護は非訟手続による裁判所の許可を通じた会社の利益の保護と同等と解されるところ、招集請求権を訴訟手続によって実現することを認めることの実益はあり、請求株主の保護及び株主共同の利益を図る観点からは認める必要がある、とする見解もみられる¹⁹⁾。

本決定により、医療法人の社員が一般法人法 37 条 2 項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することができないという取扱いが一般的となると解される。しかし、補足意見が述べるように、訴訟手続による招集請求権の実現が可能であるとすれば、この方法が一般化されるのか予断を許さないものの²⁰⁾、訴訟手続によって株主総会を取締役に義務付けることの可否についての議論の余地は残されているといえよう。その場合、訴訟手続と非訟手続との差異や役割分担についても検討する必要がある。

●—注

- 1) 社員総会は、社員によって構成される合議体で、社団たる医療法人における最高意思決定機関である（法第 46 条の 3）。平沼直人『医療法』（民事法研究会、2023 年）221 頁。社員総会においては、社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1 人 1 個の議決権を有する（法第 46 条の 3 の 3 第 1 項）。
- 2) 「本決定コメント」判タ 1523 号（2024 年）90 頁、表宏機＝原田謙司『改訂版 新医療法人制度の解説』（日本

法令、2021 年）162 頁。

- 3) 医療法は、会社法 297 条も準用していない。東京地判平 30・10・26 判タ 1471 号 248 頁は、「医療法においては、会社法 297 条 4 項のように裁判所の許可により社員に招集権限を与える規定はなく、医療法第 6 章第 9 節の規定のほか、同法 46 条の 5 の 3 第 2 項により都道府県知事が、一時理事長の職務を行うべき者を選任して、その者が社員総会を開催するなど、都道府県知事による監督により是正を図ることが予定されて」いと述べている。
- 4) 熊谷則一『逐条解説 一般社団・財団法人法〔第 2 版〕』（全国公益法人協会、2021 年）79 頁。
- 5) 熊谷・前掲注 4）866 頁。
- 6) 後藤元伸「一般社団・財団法人および会社法の成立と団体法体系の変容」法時 80 巻 4 号（2008 年）132 頁。
- 7) 医療法は、一般法人法とは特別法と一般法の関係はないと整理される。本決定コメント・前掲注 2）90 頁。
- 8) 都道府県知事は、法令違反に関し、医療法人に対し、措置命令を発することができ（医療法 64 条 1 項）、不服従の場合には、役員解任の勧告をすることができる（同条 2 項）。都道府県知事は、設立の認可を取り消すことができる（医療法 66 条）。
- 9) 臨時社員総会が開催される場合は、医療法 46 条の 3 の 2 第 3 項、第 4 項、及び、第 46 条の 8 第 5 号の 3 つである。
- 10) その設立において準則主義が採用された法人等でない場合にもあてはまらう。
- 11) このような判決をした下級審裁判例として、東京高判令 28・8・9（平成 28 年（ネ）第 1480）D1-Law がある。前掲注 3）東京地判平成 30 年も、社員が医療法人の理事長に対して総会の招集を命ずる判決を求めて訴えを提起することを前提としている。
- 12) 給付の訴えとみているとも考えられる。この点については別稿で検討したい。
- 13) 医療法 46 条の 3 の 2 第 4 項は、一般社団法人法 37 条 1 項や会社法 297 条 1 項の規定とは異なり、招集自体は理事長の権限であるとしている。
- 14) 表＝原田・前掲注 2）163 頁。
- 15) 松田亨＝山下知樹編著『実務ガイド・新・会社非訟〔増補改訂版〕』（きんざい、2016 年）362 頁。
- 16) 前掲注 3）東京地判平成 30 年。
- 17) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021 年）8 頁。
- 18) 職分管轄の問題として説明することも可能であるが、詳細な理由付けが必要であろう。
- 19) 弥永真生「なぜ訴訟手続によって株主総会開催を取締役に義務付けることができないのか」金判 1695 号（2024 年）4 頁以下。
- 20) 法廷意見もこれを否定する趣旨ではないと解されるが、都道府県知事による監督を通じて適切な運営がなされることを重視していることに留意する必要がある。